

平成 年 月 日

保護者様

保育所(園)名
保育所(園)長名
児童名

主治医様

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思われ、もしこれが下記の病気ですと、他の児童に感染するおそれがあります。

保育所(園)は、児童福祉施設で学校ではありませんが、保健管理については学校保健安全法が適応され、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。病気が治って登所(園)する場合は、右の医師の証明書をいただいて保育所(園)へ提出してください。

学校保健安全法施行規則

H24. 4月改正

〈 学校において予防すべき感染症 〉

学校等で予防すべき感染症の種類		登所(園)停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA(H5N1)であるものに限る)	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで ・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発しんが消失するまで ・すべての発しんが痂皮化するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*注 上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

*注 感染性胃腸炎(ノロウイルス等)手足口病・伝染性紅斑(りんご病)及び溶連菌感染症等は対象外ですが、発熱していたり、発熱していなくても下痢や嘔吐があつたり、普段の子どもの様子と異なるときは、無理をせず保育所(園)を休ませましょう。登所(園)の判断に迷ったときは、主治医や囑託医に相談しましょう。

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は登所(園)可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡しください。

〈 き り と り せ ん 〉

証 明 書

保育所(園)長様

氏名

(平成 年 月 日生)

病名「

上記の者は 月 日より登所(園)停止となっていました。他に感染のおそれがなくなりましたので、 月 日から登所(園)してよいと考えます。

〈 備 考 〉

平成 年 月 日

医師 印